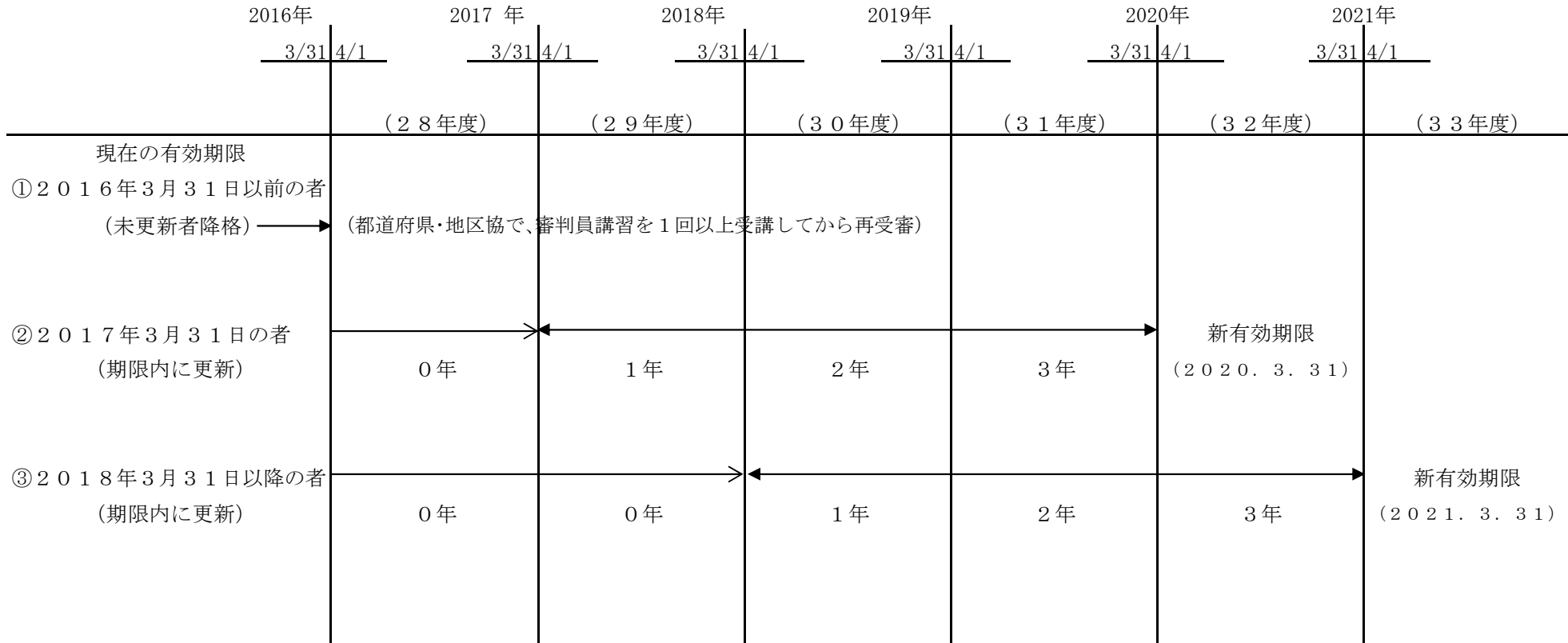


公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
平成28年度（2016年）に資格更新をする者（全国・地区）



- (注) 1. ②の者は平成28年度内に更新しないと、平成29年4月1日以降は降格になる。
2. 平成28年度新規合格者は②に該当する。(資格取得年を0年とする。)
3. 2019年3月31日が有効期限の者が平成28年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2021年3月31日となる。